

# 日本人父親により認知された子の日本国籍取得について

(国籍法第3条による国籍取得)

婚姻関係にない父母の間に生まれ、父親が日本人である20歳未満の子については、父の認知の後に、日本籍を取得することができます。

## 国籍取得の要件

- 国籍を取得しようとする方が
  - ・ 父に認知されていること
  - ・ 20歳未満であること
  - ・ 日本国民であったことがないこと
  - ・ 出生したときに、認知をした父が日本国民であったこと
- 認知をした父が現に日本国民であること  
(認知をした父が死亡している場合には、死亡した時に日本国民であったこと)

**経過措置による国籍取得**：次の全てに該当する方についても平成23年（2011年）12月31日までに届け出るにより日本の国籍が取得できます。

- 20歳になるまでの間で、かつ、平成20年（2008年）12月31日までに父に認知された方
- 昭和58年（1983年）1月2日から平成3年（1991年）12月31日までに生まれた方で、20歳を超えている方
- 日本国民であったことがない方
- 認知をした父が、子が生まれた時に日本国民であり、平成15年（2003年）1月1日または認知の日のいずれか遅い日から平成20年（2008年）12月31日までの間のうち子が20歳未満の時にも日本国民であったこと
- 認知をした父が現に日本国民であること  
(認知をした父が死亡している場合には、死亡した時に日本国民であったこと)

## I. 認知届の提出方法（在マニラ日本国総領事館に届け出る場合）

### 1) 申請に必要な提出書類等

①	認知する父親の「戸籍謄本」（または全部事項証明書）	2通
②	子の「出生証明書謄本」および日本語訳文 (Certified true copy of child's birth certificate :NSO発行以外の場合は、登録番号があり、原本と照合済みのスタンプがあり、抜粋式でないもの) 注意: 出生証明書に父親名が明記されているか確認して下さい	各2通
③	母親の「出生証明書謄本」および日本語訳文 (Certified true copy of the mother's birth certificate)	各2通
④	母親の「婚姻歴証明書謄本」および日本語訳文 (フィリピン国家統計局 (NSO) 発行、子の出生時に母親が未婚であったことを確認 : CENOMAR Certificate of non-record of marriage from NSO)	各2通

※その他必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります

2) 届出人

日本人父親が写真付き身分証明書(旅券等)と上記書類を持参の上、  
所定の認知届書(2通)に必要事項を記入・署名して届出を行います。

II. 国籍取得の提出方法 (在マニラ日本国総領事館に届け出る場合)

1) 申請に必要な提出書類等

<input type="checkbox"/> ①	認知した父親の出生した時点から現在までの「戸籍謄本」「改製原戸籍」「除籍謄本」または全部事項証明書	各2式
<input type="checkbox"/> ②	子の「出生証明書謄本」および日本語訳文 (Certified true copy of child's birth certificate :NSO発行以外の場合は登録番号があり、原本と照合済みのスタンプがあるもの) 注意: 出生証明書に父親が明記されているか確認して下さい	各2通
<input type="checkbox"/> ③	子の「居住証明書謄本」(バランガイ発行: Barangay Certification) および日本語訳文:	各2通
<input type="checkbox"/> ④	母親の「出生証明書謄本」および日本語訳文 (Certified true copy of the mother's birth certificate)	各1通
<input type="checkbox"/> ⑤	母親の「婚姻歴証明書謄本」および日本語訳文 (フィリピン国家統計局(NSO)発行、子の出生時に母親が未婚であったことを確認: CENOMAR: Certificate of Non-record of Marriage from NSO)	各1通
<input type="checkbox"/> ⑥	母親が妊娠した時期の両親の渡航履歴を証明する書面 (旅券、日本またはフィリピン入国管理局: Bureau of Immigration発行の入出国記録等: Travel Record):	1式
<input type="checkbox"/> ⑦	認知に至った経緯等を記載した申述書 (外国語で書かれた場合は日本語訳文) (申述内容) (イ) 父母が知り合った経緯 (ロ) 子が出生するまでの交際状況 (ハ) 子の出生から認知に至る経緯 (ニ) 認知以後現在までの交際状況(父との同居、扶養の有無を含む) (ホ) 婚姻歴等身分関係の状況 (ヘ) 申述日、署名	各1通
<input type="checkbox"/> ⑧	写真(5cm X 5cm、届出日6ヶ月以内のもの、写真の裏面に撮影日を記入してください) (イ) 子が15歳未満の場合は子と親権者(婚姻中の場合は両親、未婚の場合は母親のみ)が一緒に写っている写真 (ロ) 子が15歳以上の場合は子が一人で写っている写真	2枚

※ その他必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

※ 認知の裁判が確定している時は、①は子の出生時からの戸籍の謄本等が添付されていればよく、また④～⑦の書類を添付する必要がありません。

2) 届出人

写真付き身分証明書(旅券等)と上記書類を持参の上、所定の国籍取得届書(2通)に必要事項を記入・署名して届出を行います。

(イ) 子が15歳未満の場合は子と親権者（婚姻中の場合は両親、未婚の場合は母親）の出頭が必要です。

(ロ) 子が15歳以上の場合は子が出頭し自ら届け出る。

届出を行ってから、法務省より国籍取得の結果が通知されます、国籍が取得されましたら、戸籍記載する手続きを行って頂きます。